農業委員会だより

田原市農業委員会／☎23-3519 FAX 22-3817

賃借料を決める目安に農地の賃借料情報を提供します

令和4年1月～12月に締結された年間賃借料水準は、次の通りです。

市全体の平均と、各地域の実勢に合った金額をお知らせします。（米などの収穫物による支払い案件は含まない／平均額を大きく上回る、または下回る案件は除く）

※この賃借料はあくまで参考額です。実際の賃借料を決める際は、当事者間の話し合いで決定してください

●田（水稲）の部

（10a当たり）

地域	最低額	最高額	平均額
田原	2,700円	10,300円	6,500円
赤羽根	4,800円	5,000円	4,800円
渥美	2,500円	10,000円	5,900円
田原市平均			**6,100円**

●畑（ハウス敷地）の部

（10a当たり）

地域	最低額	最高額	平均額
田原	20,000円	53,900円	33,100円
赤羽根	41,600円	164,700円	92,200円
渥美	40,000円	139,500円	78,700円
田原市平均			**76,200円**

●畑の部

（10a当たり）

地域	最低額	最高額	平均額
田原	6,000円	30,000円	18,500円
赤羽根	5,300円	21,900円	15,600円
渥美	6,900円	31,200円	20,000円
田原市平均			**18,500円**

「ヤミ小作」はやめましょう

正規の手続きをせずに「口約束」だけで農地の貸し借りをすることを「ヤミ小作」といいます。

ヤミ小作は、農地法違反であるだけでなく、当事者間でトラブルになったり、各種補助制度が活用できなくなったりする恐れがあります。

また、農地を相続する時に、どの農地を誰に貸していたか分からなくなり、相続人が困ってしまうことにもなります。

農地の貸し借りは、必ず農業委員会を通して手続きをしましょう。

下限面積要件の撤廃について

令和5年4月1日に改正農地法が施行され、農地の権利を取得する時に求めていた下限面積要件（50アール）が撤廃されます。

なお、全部効率利用要件、常時従事要件および地域調和要件は、引き続き必要となります。